

資料3-2

環境教育等促進法関連施策の 実施状況

平成30年2月7日



文部科学省生涯学習政策局参事官(連携推進・地域政策担当)付



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

環境保全活動・環境教育等促進法に係る文部科学省における施策状況

学校教育における環境教育・環境学習の推進

◆学習指導要領における環境に関わる内容の充実

社会科や理科、家庭科など関連の深い教科を中心に、環境教育に関わる内容を充実(平成29年3月に小・中学校学習指導要領を改訂)。

＜「総合的な学習の時間における環境教育の実施状況」(H27)＞

小学校	中学校
86.6%	42.8%

新しい学習指導要領の内容に沿った指導に対応できるよう、教員の養成・採用・研修を通じた教員の資質向上に向けた体制を構築(平成28年11月に教育公務員特例法等を一部改正)。

◆環境教育の実践普及

環境教育に関する優れた実践を促し、その成果の全国普及を図る。

- 環境のための地球規模の学習及び観測プログラム(GLOBE)への参加
- 環境省との連携協力により、教員等をはじめとする環境教育・環境学習の指導者に対する環境教育リーダー研修基礎講座を開催(平成29年度:3回)

GLOBE指定校数(H29・30)	15校
-------------------	-----

◆環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備推進

環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備推進に関する事業の実施などにより、環境教育の教材として活用できるエコスクールの整備を支援。

エコスクールパイロット・モデル事業(H9~28)認定校数	1,663校
エコスクール・プラス(H29~)認定校数	41校

◆健全育成のための体験活動推進事業

児童生徒の健全育成等を目的として、農山漁村等における様々な体験活動を通じて児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むための取組を促進する。

補助自治体数(H29計画)	24自治体
実施学校数(H29計画)	835校

環境に関する青少年の体験活動の推進

◆体験活動推進プロジェクト等の充実

青少年が体験活動の機会を得られるよう、社会全体で推進するための機運の醸成や、民間団体・民間企業との連携による体験活動の推進を図るとともに、自己肯定感の向上に有効な体験活動について、効果的な事業を検証する。

子供と地域をつなぐ地域プラットフォーム形成支援事業支援地域数(H29)	14地域
-------------------------------------	------



◆国立青少年教育施設における指導者養成及び体験活動の機会と場の提供等

国立青少年教育施設において、青少年の体験活動を支援する指導者の養成や体験活動の機会と場の提供、民間団体が実施する青少年の体験活動への助成等を行う。

持続可能な開発のための教育(ESD)の推進

ESDは、持続可能な社会づくりの担い手の育成を通じ、持続可能な開発目標(SDGs)の17全てのゴールの達成に寄与するもので、2017年11月には、国連総会の決議(A/C.2/72/L/45)でもその旨が示された。また、「持続可能な社会の創り手」の育成は、3月に公示された小・中学校指導要領にも、前文及び総則に掲げられており、各教科にも関連する内容が盛り込まれている。

◆日本/ユネスコパートナーシップ事業

ユネスコの理念及び目的の実現に向けて、国内のユネスコ活動に関係のある機関と協力し、ESDの推進を含め、我が国におけるユネスコ活動の振興のための重要事業を実施する。



ユネスコスクール加盟校数(H29.11現在)	1,034校
------------------------	--------

◆グローバル人材の育成に向けたESDの推進事業

教育委員会、大学、ユネスコスクール等、地域の多様なステークホルダーが参画する「ESDコンソーシアム」を形成してESDの推進に取り組むとともに、「ESDの深化」を図る様々な取組を通じて、持続可能な地域づくりの担い手を育成する。

※ユネスコスクール:ユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を実現するため、平和や国際的な連携を実践するユネスコが認定する学校で、我が国ではESDの推進拠点として位置付けている。

環境保全活動・環境教育推進法に係る文部科学省における施策状況

学校教育における環境教育・環境学習の推進

(1) 教育内容の改善・充実

○学習指導要領における環境に関わる内容の充実

- ・社会科や理科、家庭科など関連の深い教科を中心に、環境教育に関わる内容を充実（平成29年3月に小・中学校学習指導要領を改訂、今後、高等学校学習指導要領を改訂予定）

〈例〉

- ・小学校社会科…ごみの減量や水を汚さない工夫など、自分たちにできることを考えたり選択・判断したりできるよう配慮
- ・小学校理科…生物と環境
- ・中学校社会科（公民的分野）…「国際連合をはじめとする国際機構などの役割」については、国際連合における持続可能な開発のための取組についても触れる。
- ・中学校理科（第1分野、第2分野）…科学技術と人間、自然と人間
- ・中学校家庭科…資源や環境に配慮し、生活を豊かにするために布を用いた物の製作計画を考え、製作を工夫すること。

〈参考〉

総合的な学習の時間における環境教育の実施状況（H27）

小学校：86.6% 中学校：42.8%

(2) 環境教育に関する優れた実践の促進及び普及

○環境教育の実践普及

30年度予定額 7百万円
(29年度予算額 7百万円)

環境教育に関する優れた実践を促し、その成果の全国への普及を図る。

ア) 環境のための地球学習観測プログラム（GLOBE）への参加
米国の提唱する同プログラムへの参加（GLOBE協力校の指定）

イ) 環境教育リーダー研修基礎講座の開催
環境省との連携協力により、教員等をはじめとする環境教育・環境学習の指導者に対する研修を実施する。

〈事業の実施状況〉

ア) GLOBE 指定校 15校（H29・30）

イ) 環境教育リーダー研修基礎講座 3回（H29）

○健全育成のための体験活動推進事業

30年度予定額 99百万円
(29年度予算額 99百万円)

児童生徒の健全育成等を目的として、農山漁村等における様々な体験活動を通じて児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むための取組を促進する。

〈事業の実施状況〉

健全育成のための体験活動推進事業 補助自治体数：24

実施学校数 : 835（H29計画）

(3) 環境を考慮した学校施設（エコスクール）等の整備推進

○環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進

30年度予定額 公立学校施設整備費 68,194百万円の内数
(29年度予算額 公立学校施設整備費 69,013百万円の内数)

環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進に関する屋外教育環境整備事業、大規模改造（老朽：エコ改修）事業、太陽光発電等導入事業の実施などにより、環境教育の教材として活用できるエコスクールの整備を支援する。

<事業の実施状況>

エコスクールパイロット・モデル事業（H9～28） 認定校 1, 663校
エコスクール・プラス（H29～） 認定校 41校

環境に関する青少年の体験活動の推進

○体験活動推進プロジェクト等の充実

30年度予定額 37百万円の内数
(29年度予算額 37百万円の内数)

青少年が体験活動の機会を得られるよう、社会全体で推進するための機運の醸成や、民間団体・民間企業との連携による体験活動の推進を図るとともに、自己肯定感の向上に有効な体験活動について、地方自治体等と連携して調査研究を行い、効果的なモデルプログラムを普及する。

<事業の実施状況>

子供と地域をつなぐ地域プラットフォーム形成支援事業 支援数：14地域（H29）

○省庁連携による子供の体験活動の場の整備

文部科学省、国土交通省及び環境省が連携して、地域における子供たちの体験活動の充実を図るため、「子どもの水辺」の選定・登録等を行う「『子どもの水辺』再発見プロジェクト」など、関係省庁と連携して子供の体験活動の場の整備を行う。

<事業の実施状況>

「子どもの水辺」選定数 302件（H29.12現在）

○国立青少年教育施設における指導者養成及び体験活動の機会と場の提供等

30年度予定額 (独) 国立青少年教育振興機構運営費交付金 8, 720百万円の内数
(29年度予算額 (独) 国立青少年教育振興機構運営費交付金 8, 940百万円の内数)

独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する国立オリンピック記念青少年総合センター、国立青少年交流の家（13施設）、国立青少年自然の家（14施設）において、青少年の体験活動を支援する指導者の養成を行うとともに、立地条件や各施設の特色を活かした体験活動の機会と場の提供や、民間団体が実施する青少年の体験活動への助成等を行う。

持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

○日本／ユネスコパートナーシップ事業

30年度予定額 62百万円の内数
(29年度予算額 93百万円の内数)

ユネスコの理念及び目的の実現に向けて、国内のユネスコ活動に関係のある機関と協力し、ESDの推進を含め、我が国におけるユネスコ活動の振興のための重要事業を実施する。

<事業の実施状況>

ユネスコスクール加盟校 1, 034校（H29.11現在）

○グローバル人材の育成に向けたESDの推進事業

30年度予定額 50百万円の内数
(29年度予算額 56百万円の内数)

教育委員会、大学、ユネスコスクール等、地域の多様なステークホルダーが参画する「ESDコンソーシアム」を形成してESDの推進に取り組むとともに、「ESDの深化」を図る様々な取組を通じて、持続可能な地域づくりの担い手を育成する。

<事業の実施状況>

ESDコンソーシアム 団体数：13団体（H26年度～29年度採択団体合計）

新しい学習指導要領の考え方

— 中央教育審議会における議論から改訂そして実施へ —



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

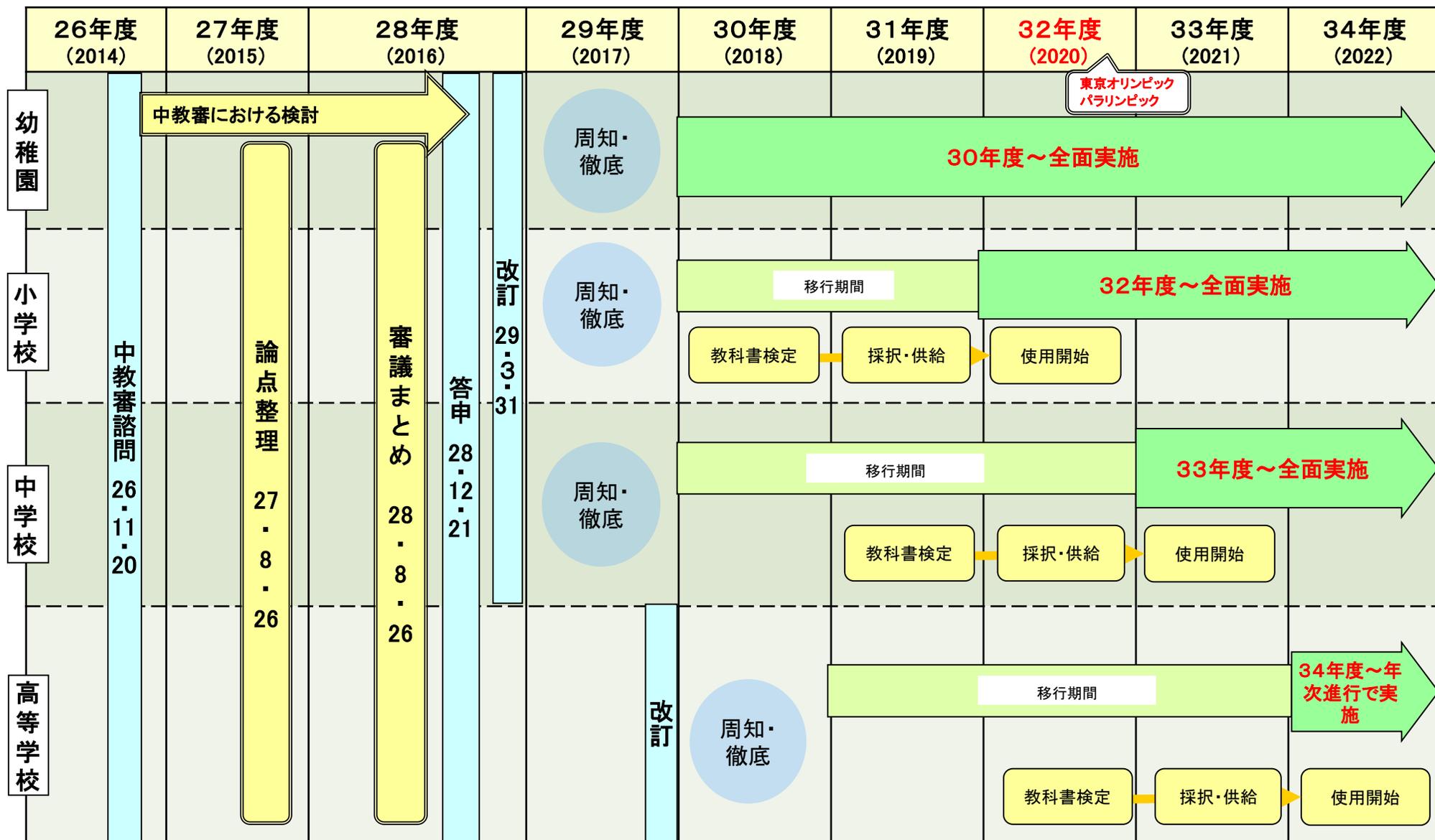
目次

1. 今回の改訂と社会の構造的変化－社会に開かれた教育課程の実現－
2. 何ができるようになるか－育成を目指す資質・能力－
3. どのように学ぶか
－主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善)－
4. カリキュラム・マネジメント－教育課程を軸とした学校教育の改善・充実－
5. 何を学ぶか－具体的な教育内容の改善・充実－

これまでの中教審の議論の経過と今後のスケジュール

平成26年11月	中央教育審議会総会 「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問
平成26年12月	教育課程部会 ・ <u>教育課程企画特別部会</u> を設置
平成27年1月	教育課程企画特別部会（第1回）  新しい時代にふさわしい学習指導要領の基本的な考え方や、教科・科目等の在り方、学習・指導方法及び評価方法の在り方等に関する基本的な方向性について、計14回審議
平成27年8月	教育課程企画特別部会（第14回） 教育課程部会 ・「論点整理」をとりまとめ
平成27年 秋以降	論点整理の方向に沿って教科等別・学校種別に専門的に検討
平成28年8月	「次期学習指導要領等へ向けたこれまでの審議のまとめ」をとりまとめ
平成28年12月	「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」 
平成29年3月31日	平成29年3月31日 幼小中の学習指導要領等の改訂告示を公示。 高等学校学習指導要領は今年度中に改訂予定。

今後の学習指導要領改訂に関するスケジュール（現時点の進捗を元にしたイメージ）



特別支援学校学習指導要領(幼稚部及び小学部・中学部)についても、平成29年4月28日に改訂告示を公示。
 特別支援学校学習指導要領(高等部)についても、高等学校学習指導要領と一体的に改訂を進める。

1

今回の改訂と社会の構造的変化 －社会に開かれた教育課程の実現－

学習指導要領の変遷



国際数学・理科教育動向調査 (TIMSS2015) の結果

- 小学校、中学校ともに、全ての教科において、引き続き上位を維持しており、前回調査に比べ、**平均得点が有意に上昇**している。
- 2003年以降、経年での変化をみていくと、**550点未満の児童生徒の割合が減少**し、**550点以上の児童生徒の割合が増加**している傾向が見られる。

【平均得点の推移】 ※各国・地域の得点は、1995年調査における基準値(500点(対象児童生徒の3分の2が400点から600点に入るよう標準化))からの変化を示す値である。

		1995	1999	2003	2007	2011	2015
小学校 4年生	算数	567点 (3位/26か国)	(調査実施せず)	 565点 (3位/25か国) <small>有意差なし</small>	 568点 (4位/36か国) <small>有意差なし</small>	 585点 (5位/50か国) <small>有意に上昇</small>	 593点 (5位/49か国) <small>有意に上昇</small>
	理科	553点 (2位/26か国)	(調査実施せず)	 543点 (3位/25か国) <small>有意に低下</small>	 548点 (4位/36か国) <small>有意差なし</small>	 559点 (4位/50か国) <small>有意に上昇</small>	 569点 (3位/47か国) <small>有意に上昇</small>
中学校 2年生	数学	581点 (3位/41か国) <small>有意差なし</small>	 579点 (5位/38か国)	 570点 (5位/45か国) <small>有意に低下</small>	 570点 (5位/48か国) <small>有意差なし</small>	 570点 (5位/42か国) <small>有意差なし</small>	 586点 (5位/39か国) <small>有意に上昇</small>
	理科	554点 (3位/41か国) <small>有意差なし</small>	 550点 (4位/38か国)	 552点 (6位/45か国) <small>有意差なし</small>	 554点 (3位/48か国) <small>有意差なし</small>	 558点 (4位/42か国) <small>有意差なし</small>	 571点 (2位/39か国) <small>有意に上昇</small>

【質問紙調査の結果概要】

○ 算数・数学、理科に対する意識について、

- ・ 前回調査と同様に、小学校の「理科は楽しい」を除き、国際平均を下回っている項目が多いものの、算数・数学、理科が楽しいと思う児童生徒の割合は増加しており、中学校においては、国際平均との差が縮まっている傾向が見られる。
- ・ 中学校においては、数学、理科について、「日常生活に役立つ」、「将来、自分が望む仕事につくために、良い成績をとる必要がある」という生徒の割合が増加しており、国際平均との差が縮まっている傾向が見られる。

予測困難な時代に、一人一人が未来の創り手となる

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月21日中央教育審議会)〈抄〉

- …近年顕著となってきたのは、知識・情報・技術をめぐる変化の早さが加速度的となり、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて進展するようになってきていることである。

(略)

- 人工知能がいかに進化しようとも、それが行っているのは与えられた目的の中での処理である。一方で人間は、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え出すことができる。多様な文脈が複雑に入り交じった環境の中でも、場面や状況を理解して自ら目的を設定し、その目的に応じて必要な情報を見いだし、情報を基に深く理解して自分の考えをまとめたり、相手にふさわしい表現を工夫したり、答えのない課題に対して、多様な他者と協働しながら目的に応じた納得解を見いだしたりすることができるという強みを持っている。

- このために必要な力を成長の中で育てているのが、人間の学習である。…新たな価値を生み出していくために必要な力を身に付け、子供たち一人一人が、予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となっていけるようにすることが重要である。
- …社会や産業の構造が変化し、質的な豊かさが成長を支える成熟社会に移行していく中で、特定の既存組織のこれまでの在り方を前提としてどのように生きるかだけでなく、様々な情報や出来事を受け止め、主体的に判断しながら、自分を社会の中でどのように位置付け、社会をどう描くかを考え、他者と一緒に生き、課題を解決していくための力の育成が社会的な要請となっている。
- こうした力の育成は、学校教育が長年「生きる力」の育成として目標としてきたものであり、…今は正に、学校と社会とが認識を共有し、相互に連携することができる好機にあると言える。

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしなが、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。

＜社会に開かれた教育課程＞

- ① **社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。**
- ② **これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。**
- ③ **教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。**

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「**カリキュラム・マネジメント**」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた 教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共（仮称）」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

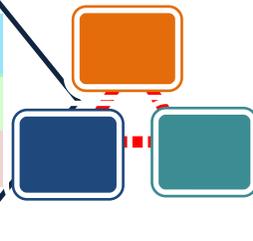
生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善

主体的な学び

対話的な学び

深い学び



※高校教育については、些末な事実に基づく知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

2

何ができるようになるか
－育成を目指す資質・能力－

1. 今回の改訂の基本的な考え方

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。

2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理。

- (例) 中学校理科：①生物の体のつくりと働き、生命の連続性などについて理解させるとともに、
(生命領域) ②観察、実験など科学的に探究する活動を通して、生物の多様性に気付くとともに規則性を見いだしたり表現したりする力を養い、
③科学的に探究する態度や生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養う。

学びに向かう力
人間性等

どのように社会・世界と関わり、
よりよい人生を送るか

「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を
総合的にとらえて構造化

何を理解しているか
何ができるか

知識・技能

理解していること・できる
ことをどう使うか

思考力・判断力・表現力等

「何を理解しているか、何ができるか(生きて働く「知識・技能」の習得)」

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月21日中央教育審議会)〈抄〉

各教科等において習得する知識や技能であるが、個別の事実的な知識のみを指すものではなく、それらが相互に関連付けられ、さらに社会の中で生きて働く知識となるものを含むものである。

例えば、“何年にこうした出来事が起きた”という歴史上の事実的な知識は、“その出来事はなぜ起こったのか”や“その出来事がどのような影響を及ぼしたのか”を追究する学習の過程を通じて、当時の社会や現代に持つ意味などを含め、知識相互がつながり関連付けられながら習得されていく。基礎的・基本的な知識を着実に習得しながら、既存の知識と関連付けたり組み合わせたりしていくことにより、学習内容（特に主要な概念に関するもの）の深い理解と、個別の知識の定着を図るとともに、社会における様々な場面で活用できる知識として身に付けていくことが重要となる。

学習指導要領（平成29年3月31日公示）における「目標」及び「内容」の構成

各教科等の「目標」「内容」の記述を、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の3つの柱で再整理

目 標

小学校学習指導要領 <現行>

第2章 各教科

第1節 国語

第1 目標

国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、国語に対する関心を深め国語を尊重する態度を育てる。

小学校学習指導要領 <改訂後>

第2章 各教科

第1節 国語

第1 目標

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 日常生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。【知識及び技能】
- (2) 日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。【思考力、判断力、表現力等】
- (3) 言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、国語の大切さを自覚し、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。【学びに向かう力、人間性等】

内 容

中学校学習指導要領 <現行>

第3節 数 学

第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年〕

2 内容

A 数と式

(1) 具体的な場面を通して正の数と負の数について理解し、その四則計算ができるようにするとともに、正の数と負の数をを用いて表現し考察することができるようにする。

ア 正の数と負の数の必要性和意味を理解すること。

イ 小学校で学習した数の四則計算と関連付けて、正の数と負の数の四則計算の意味を理解すること。

ウ 正の数と負の数の四則計算をすること。

エ 具体的な場面で正の数と負の数をを用いて表したり処理したりすること。

中学校学習指導要領 <改訂後>

第3節 数 学

第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年〕

2 内容

A 数と式

(1) 正の数と負の数について、数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。【知識及び技能】

(ア) 正の数と負の数の必要性和意味を理解すること。

(イ) 正の数と負の数の四則計算をすること。

(ウ) 具体的な場面で正の数と負の数をを用いて表したり処理したりすること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

【思考力、判断力、表現力等】

(ア) 算数で学習した数の四則計算と関連付けて、正の数と負の数の四則計算の方法を考察し表現すること。

(イ) 正の数と負の数を具体的な場面で活用すること。

3

どのように学ぶかー主体的・対話的で深い学び
(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善)ー

2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

我が国の教育実践の蓄積に基づく授業改善

我が国のこれまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により、子供たちの知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育てていくことが重要。

小・中学校においては、これまでと全く異なる指導方法を導入しなければならないと浮足立つ必要はなく、これまでの教育実践の蓄積を若手教員にもしっかり引き継ぎつつ、授業を工夫・改善する必要。

〔 語彙を表現に生かす、社会について資料に基づき考える、日常生活の文脈で数学を活用する、観察・実験を通じて科学的に根拠をもって思考する など 〕

※ 学校における喫緊の課題に対応するため、義務標準法*の改正による16年ぶりの計画的な定数改善を図るとともに、教員の授業準備時間の確保など新学習指導要領の円滑な実施に向けた指導体制の充実や、運動部活動ガイドラインの策定による業務改善などを一層推進。

*義務標準法：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

※ 既に行われている優れた教育実践の教材、指導案などを集約・共有化し、各種研修や授業研究、授業準備での活用のために提供するなどの支援の充実。

主体的・対話的で深い学びの実現 （「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）について（イメージ）

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすること

【主体的な学び】

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。

【例】

- 学ぶことに興味や関心を持ち、毎時間、見通しを持って粘り強く取り組むとともに、自らの学習をまとめ振り返り、次の学習につなげる
- 「キャリア・パスポート（仮称）」などを活用し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりする



学びを人生や社会に
生かそうとする
**学びに向かう力・
人間性等の涵養**

生きて働く
**知識・技能の
習得**

未知の状況にも
対応できる
**思考力・判断力・表現力
等の育成**

主体的な学び
対話的な学び

深い学び



【深い学び】

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

【例】

- 事象の中から自ら問いを見だし、課題の追究、課題の解決を行う探究の過程に取り組む
- 精査した情報を基に自分の考えを形成したり、目的や場面、状況等に応じて伝え合ったり、考えを伝え合うことを通して集団としての考えを形成したりしていく
- 感性を働かせて、思いや考えを基に、豊かに意味や価値を創造していく



【対話的な学び】

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。

【例】

- 実社会で働く人々が連携・協働して社会に見られる課題を解決している姿を調べたり、実社会の人々の話を聞いたりすることで自らの考えを広げる
- あらかじめ個人で考えたことを、意見交換したり、議論したり、することで新たな考え方に気が付いたり、自分の考えをより妥当なものとしたりする
- 子供同士の対話に加え、子供と教員、子供と地域の人、本を通して本の作者などとの対話を図る

学習指導要領（平成29年3月31日公示）における「主体的・対話的で深い学び」に関する記述

新学習指導要領では、総則において「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」について規定するとともに、各教科等の「指導計画の作成上の配慮事項」として、このような授業改善を図る観点からこれまでも規定していた指導上の工夫について整理して規定。

義務教育においては、新しい教育方法を導入しなければと浮足立つ必要はなく、これまでの蓄積を生かして子供たちに知識を正確に理解させ、さらにその理解の質を高めるための地道な授業改善が重要。

総則

小学校学習指導要領

第1章 総 則

第3 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 第1の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方(以下「見方・考え方」という。)が鍛えられていくことに留意し、児童が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

各教科等

小学校学習指導要領

第2章 各教科

第2節 社 会

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、問題解決への見通しをもつこと、社会的事象の見方・考え方を働かせ、事象の特色や意味などを考え概念などに関する知識を獲得すること、学習の過程や成果を振り返り学んだことを活用することなど、学習の問題を追究・解決する活動の充実を図ること。

中学校学習指導要領

第2章 各教科

第4節 理 科

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、理科の学習過程の特質を踏まえ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどの科学的に探究する学習活動の充実を図ること。

「深い学び」と「見方・考え方」

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申) (平成28年12月21日中央教育審議会) <抄>

- 「アクティブ・ラーニング」の視点については、深まりを欠くと表面的な活動に陥ってしまうといった失敗事例も報告されており、「深い学び」の視点は極めて重要である。学びの「深まり」の鍵となるものとして、全ての教科等で整理されているのが、第5章3.において述べた各教科等の特質に応じた「見方・考え方」である。今後の授業改善等においては、この「見方・考え方」が極めて重要になってくると考えられる。
- 「見方・考え方」は、新しい知識・技能を既に持っている知識・技能と結び付けながら社会の中で生きて働くものとして習得したり、思考力・判断力・表現力を豊かなものとしたり、社会や世界にどのように関わるかの視座を形成したりするために重要なものである。既に身に付けた資質・能力の三つの柱によって支えられた「見方・考え方」が、習得・活用・探究という学びの過程の中で働くことを通じて、資質・能力がさらに伸ばされたり、新たな資質・能力が育まれたりし、それによって「見方・考え方」が更に豊かなものになる、という相互の関係にある。
- 質の高い深い学びを目指す中で、教員には、指導方法を工夫して必要な知識・技能を教授しながら、それに加えて、子供たちの思考を深めるために発言を促したり、気付いていない視点を提示したりするなど、学びに必要な指導の在り方を追究し、必要な学習環境を積極的に設定していくことが求められる。そうした中で、着実な習得の学習が展開されてこそ、主体的・能動的な活用・探究の学習を展開することができると考えられる。
- 今回の改訂が目指すのは、第4章2. (3)において述べたように、学習の内容と方法の両方を重視し、子供の学びの過程を質的に高めていくことである。「見方・考え方」を軸としながら、幅広い授業改善の工夫が展開されていくことを期待するものである。

各教科等の特質に応じた「見方・考え方」

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申) (平成28年12月21日中央教育審議会) <抄>

- 子供たちは、各教科等における習得・活用・探究という学びの過程において、各教科等で習得した概念（知識）を活用したり、身に付けた思考力を発揮させたりしながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう。こうした学びを通じて、資質・能力がさらに伸ばされたり、新たな資質・能力が育まれたりしていく。
- その過程においては、“どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか”という、物事を捉える視点や考え方も鍛えられていく。こうした視点や考え方には、教科等それぞれの学習の特質が表れるところであり、例えば算数・数学科においては、事象を数量や図形及びそれらの関係などに着目して捉え、論理的、統合的・発展的に考えること、国語科においては、対象と言葉、言葉と言葉の関係を、言葉の意味、働き、使い方等に着目して捉え、その関係性を問い直して意味付けることなど と整理できる。
- こうした各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方が「見方・考え方」であり、各教科等の学習の中で働くだけでなく、大人になって生活していくに当たっても重要な働きをするものとなる。私たちが社会生活の中で、データを見ながら考えたり、アイデアを言葉で表現したりする時には、学校教育を通じて身に付けた「数学的な見方・考え方」や、「言葉による見方・考え方」が働いている。各教科等の学びの中で鍛えられた「見方・考え方」を働かせながら、世の中の様々な物事を理解し思考し、よりよい社会や自らの人生を創り出していると考えられる。

- 「見方・考え方」を支えているのは、各教科等の学習において身に付けた資質・能力の三つの柱である。各教科等で身に付けた知識・技能を活用したり、思考力・判断力・表現力等や学びに向かう力・人間性等を發揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方も、豊かで確かなものになっていく。物事を理解するために考えたり、具体的な課題について探究したりするに当たって、思考や探究に必要な道具や手段として資質・能力の三つの柱が活用・發揮され、その過程で鍛えられていくのが「見方・考え方」であるといえよう。
- 前述のとおり、「見方・考え方」には教科等ごとの特質があり、各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものとして、教科等の教育と社会をつなぐものである。子供たちが学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせられるようにすることにこそ、教員の専門性が發揮されることが求められる。
- 学習指導要領においては、長年、見方や考え方といった用語が用いられてきているが、その内容については必ずしも具体的に説明されてはこなかった。今回の改訂においては、これまで述べたような観点から各教科等における「見方・考え方」とはどういったものかを改めて明らかにし、それを軸とした授業改善の取組を活性化しようとするものである。

「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成29年12月21日中央教育審議会)〈抄〉

(「主体的・対話的で深い学び」とは何か)

- 「主体的・対話的で深い学び」の実現とは、特定の指導方法のことも、学校教育における教員の意図性を否定することでもない。人間の生涯にわたって続く「学び」という営みの本質を捉えながら、教員が教えることにしっかりと関わり、子供たちに求められる資質・能力を育むために必要な学びの在り方を絶え間なく考え、授業の工夫・改善を重ねていくことである。

(各教科等の特質に応じた学習活動を改善する視点)

- 「アクティブ・ラーニング」については、総合的な学習の時間における地域課題の解決や、特別活動における学級生活の諸問題の解決など、地域や他者に対して具体的に働きかけたり、対話したりして身近な問題を解決することを指すものと理解されることも見受けられるが、そうした学びだけを指すものではない。
- 例えば国語や各教科等における言語活動や、社会科において課題を追究し解決する活動、理科において観察・実験を通じて課題を探究する学習、体育における運動課題を解決する学習、美術における表現や鑑賞の活動など、全ての教科等における学習活動に関わるものであり、これまでも充実が図られてきたこうした学習を、更に改善・充実させていくための視点であることに留意が必要である。
- こうした学習活動については、今までの授業時間とは別に新たに時間を確保しなければできないものではなく、現在既に行われているこれらの活動を、「主体的・対話的で深い学び」の視点で改善し、単元や題材のまとまりの中で指導内容を関連付けつつ、質を高めていく工夫が求められていると言えよう。

(単元等のまとまりを見通した学びの実現)

- また、「主体的・対話的で深い学び」は、1 単位時間の授業の中で全てが実現されるものではなく、単元や題材のまとまりの中で、例えば主体的に学習を見通し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、学びの深まりを作り出すために、子供が考える場面と教員が教える場面をどのように組み立てるか、といった視点で実現されていくことが求められる。
- こうした考え方のもと、各学校の取組が、毎回の授業の改善という視点を超えて、単元や題材のまとまりの中で、指導内容のつながりを意識しながら重点化していけるような、効果的な単元の開発や課題の設定に関する研究に向かうものとなるよう、単元等のまとまりを見通した学びの重要性や、評価の場面との関係などについて、総則などを通じてわかりやすく示していくことが求められる。

(発達の段階や子供の学習課題等に応じた学びの充実)

- 「主体的・対話的で深い学び」の具体的な在り方は、発達の段階や子供の学習課題等に応じて様々である。基礎的・基本的な知識・技能の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けさせるために、子供の学びを深めたり主体性を引き出したりといった工夫を重ねながら、確実な習得を図ることが求められる。
- 子供たちの実際の状況を踏まえながら、資質・能力を育成するために多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり、例えば高度な社会課題の解決だけを目指したり、そのための討論や対話といった学習活動を行ったりすることのみが「主体的・対話的で深い学び」ではない点に留意が必要である。

4

カリキュラム・マネジメント

－教育課程を軸とした学校教育の改善・充実－

総則

小学校学習指導要領

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

- 4 各学校においては、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価等

- ア 各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

何ができるようになるか

- 小学校教育の基本

何が身に付いたか

- 学習評価を通じた学習指導の改善

何を学ぶか

- 教育課程の編成

子供の発達を どのように支援するか

- 児童の発達の支援
- 特別な配慮を必要とする生徒への指導

どのように学ぶか

- 教育課程の実施

実施するために何が必要か

- 学校の指導体制の充実
- 家庭・地域との連携・協働

小(中)学校学習指導要領 ※()内は中学校

前文

第1章 総則

第1 小(中)学校教育の基本と教育課程の役割

何ができるようになるか

- 1 教育課程編成の原則
- 2 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開
 - (1) 確かな学力、(2) 道徳教育、(3) 体育・健康に関する指導
- 3 育成を目指す資質・能力
- 4 カリキュラム・マネジメントの充実

第2 教育課程の編成

何を学ぶか

- 1 各学校の教育目標と教育課程の編成
- 2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成
 - (1) 学習の基盤となる資質・能力
 - (2) 現代的な課題に対応して求められる資質・能力
- 3 教育課程の編成における共通の事項
 - (1) 内容の取扱い
 - (2) 授業時数の取扱い
 - (3) 指導計画の作成等に当たっての配慮事項
- 4 学校段階等間の接続
 - (1) 幼児期の教育との接続及び低学年における教育全体の充実
 - (1) 義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程の編成
 - (2) 中学校教育及びその後の教育との接続
 - (2) 高等学校教育及びその後の教育との円滑な接続

第3 教育課程の実施と学習評価

どのように学ぶか
何が身に付いたか

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- (1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- (2) 言語環境の整備と言語活動の充実
- (3) コンピュータ等や教材・教具の活用、コンピュータの基本的な操作やプログラミングの体験
- (4) 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動
- (5) 体験活動
- (6) 課題選択及び自主的、自発的な学習の促進
- (7) 学校図書館、地域の公共施設の活用

2 学習評価の充実

- (1) 指導の評価と改善
- (2) 学習評価に関する工夫

第4 児童(生徒)の発達の支援

子供の発達を
どのように支援するか

1 児童(生徒)の発達を支える指導の充実

- (1) 学級経営、児童(生徒)の発達の支援
- (2) 生徒指導の充実
- (3) キャリア教育の充実
- (4) 指導方法や指導体制の工夫改善など子に応じた指導の充実

2 特別な配慮を必要とする児童(生徒)への指導

- (1) 障害のある児童(生徒)などへの指導
- (2) 海外から帰国した児童(生徒)や外国人の児童(生徒)の指導
- (3) 不登校児童(生徒)への配慮

第5 学校運営上の留意事項

実施するために何が必要か

- 1 教育課程の改善と学校評価(、教育課程外の活動との連携)等
- 2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

第6 道徳教育に関する配慮事項

5

何を学ぶかー具体的な教育内容の改善・充実ー

4. 教育内容の主な改善事項

言語能力の確実な育成

- ・発達の段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成(小中:国語)
- ・学習の基盤としての各教科等における言語活動(実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論することなど)の充実(小中:総則、各教科等)

理数教育の充実

- ・前回改訂において2～3割程度授業時数を増加し充実させた内容を今回も維持した上で、日常生活等から問題を見いだす活動(小:算数、中:数学)や見通しをもった観察・実験(小中:理科)などの充実によりさらに学習の質を向上
- ・必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育の充実(小:算数、中:数学)、自然災害に関する内容の充実(小中:理科)

伝統や文化に関する教育の充実

- ・正月、わらべうたや伝統的な遊びなど我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむこと(幼稚園)
- ・古典など我が国の言語文化(小中:国語)、県内の主な文化財や年中行事の理解(小:社会)、我が国や郷土の音楽、和楽器(小中:音楽)、武道(中:保健体育)、和食や和服(小:家庭、中:技術・家庭)などの指導の充実

体験活動の充実

- ・生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実(小中:総則)、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験の重視(小中:特別活動等)

外国語教育の充実

- ・小学校において、中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入
※小学校の外国語教育の充実に当たっては、新教材の整備、教員の養成・採用・研修の一体的な改善、専科指導の充実、外部人材の活用などの条件整備を行い支援
- ・小・中・高等学校一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り日本語の特徴や言語の豊かさに気付く指導の充実

情報活用能力(プログラミング教育を含む)

- ・コンピュータ等を活用した学習活動の充実(各教科等)
- ・コンピュータでの文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成(小:総則、各教科等(算数、理科、総合的な学習の時間など))

現代的諸課題への対応

- ・市区町村による公共施設の整備や租税の役割の理解(小:社会)、国民としての政治への関わり方について自分の考えをまとめる(小:社会)、民主政治の推進と公正な世論の形成や国民の政治参加との関連についての考察(中:社会)、主体的な学級活動、児童会・生徒会活動(小中:特別活動)
- ・少子高齢社会における社会保障の意義、仕事と生活の調和と労働保護立法、情報化による産業等の構造的な変化、起業、国連における持続可能な開発のための取組(中:社会)
- ・売買契約の基礎(小:家庭)、計画的な金銭管理や消費者被害への対応(中:技術・家庭)
- ・都道府県や自衛隊等国の機関による災害対応(小:社会)、自然災害に関する内容(小中:理科)
- ・オリンピック・パラリンピックの開催を手掛かりにした戦後の我が国の展開についての理解(小:社会)、オリンピック・パラリンピックに関連したフェアなプレイを大切にするなどスポーツの意義の理解(小:体育、中:保健体育)、障害者理解・心のバリアフリーのための交流(小中:総則、道徳、特別活動)
- ・海洋に囲まれ多数の島からなる我が国の国土に関する指導の充実(小中:社会)
- ・教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連の留意、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制(中:総則)

教育公務員特例法等の一部を改正する法律の概要

趣旨

大量退職・大量採用の影響により経験の浅い教員が増加する中、教育課程・授業方法の改革への対応を図るため、教員の資質向上に係る新たな体制を構築する。

提言等

- ・**教育再生実行会議第七次提言**「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について」(平成27年5月14日)
- ・**中央教育審議会答申**「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」(平成27年12月21日)
- ・**「次世代の学校・地域」創生プラン**(平成28年1月25日大臣決定)

提言の具体化

- 教師がキャリアステージに応じて修得すべき能力を示す**指標を策定**
- 地方公共団体、大学等**からなる**協議の仕組みを整備**
- 教師の資質・能力の開発・向上を**国として支援するための拠点の整備**などを提言。

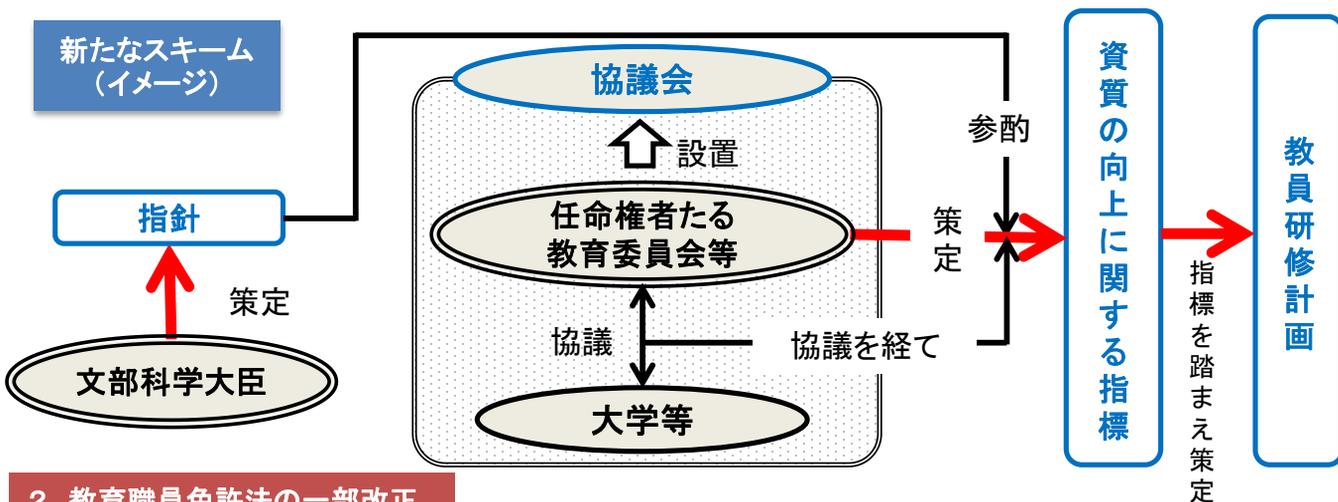
1. 教育公務員特例法の一部改正

(1) 校長及び教員の資質の向上に関する指標の全国的整備

- ・**文部科学大臣**は、以下に述べる教員の資質の向上に関する指標を定めるための**必要な指針を策定**する。
- ・**教員等の任命権者(教育委員会等)**は、**教育委員会と関係大学等とで構成する協議会を組織し、指標に関する協議等を行い、指針を参酌しつつ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じてその資質の向上を図るための必要な指標を定めるとともに、指標を踏まえた教員研修計画を定める**ものとする。

(2) 十年経験者研修の見直し

十年経験者研修を**中堅教諭等資質向上研修に改め、実施時期の弾力化**を図るとともに、中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るための研修とする。



2. 教育職員免許法の一部改正

普通免許状の授与における**大学において修得を必要とする単位数に係る科目区分を統合し、外国語の小学校特別免許状を創設**する。

3. 独立行政法人教員研修センター法の一部改正

業務に、教職員その他の学校教育関係職員に**必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及、任命権者が指標を定めようとする際の助言**並びに教員免許更新講習の認定、教員資格認定試験の実施及び教育職員免許法認定講習等の認定に関する事務を追加する(文部科学省からの業務移管)とともに、その名称を**「独立行政法人教職員支援機構」**に改める。

4. 施行期日

平成29年4月1日(ただし、2. については平成31年4月1日(一部については公布日又は平成30年4月1日)、3. の一部については平成30年4月1日又は平成31年4月1日)

法律の施行

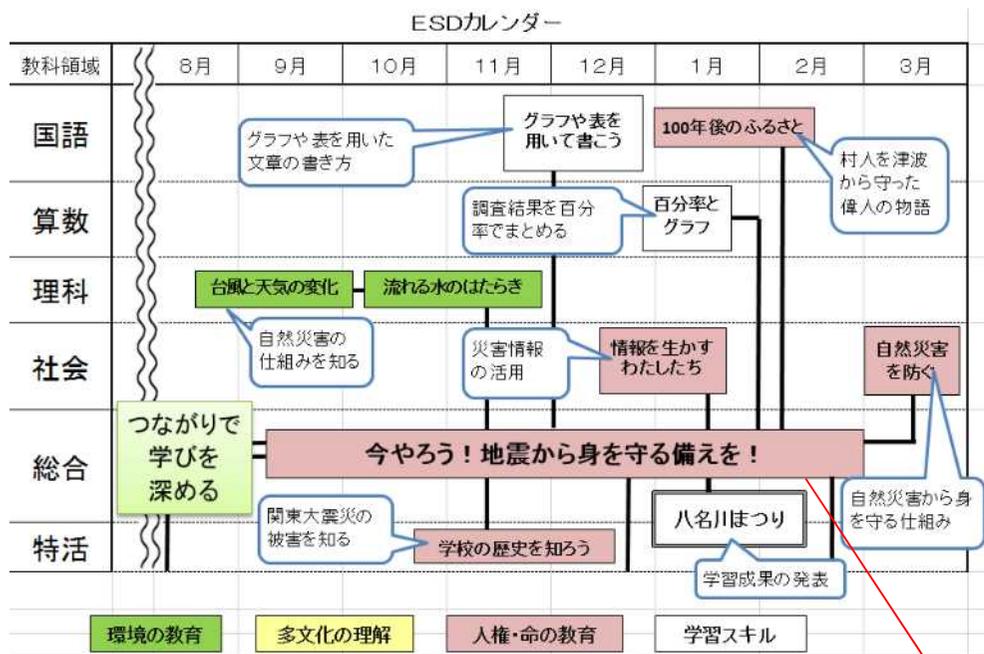
大学と教育委員会が連携した教員の育成体制を整備した上で、学習指導要領の全面実施に備えることが必要

学習指導要領等

道徳の教科化及び幼稚園教育要領は平成30年度から全面実施予定。
次期学習指導要領は平成32年度から順次実施予定。

ユネスコスクール活動事例 江東区立八名川小学校

- 2011年にユネスコスクール加盟。
- 2017年にはジャパンSDGsアワード特別賞を受賞。
- ESDカレンダーを活用し、各教科・単元のつながりを明確化。環境、人権、多文化理解、学習スキルの4つの観点から教科横断的、統合的なカリキュラム・マネジメントの手法を確立。



ユネスコスクールとは

ユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校。文部科学省/日本ユネスコ国内委員会では、ユネスコスクールをESDの推進拠点と位置づけている。我が国の加盟校数：1,034校（平成29年11月現在）

SDGsの全てを統合・網羅している 6年間の実践計画表

江東区立八名川小学校

【持続可能な社会の創生を育てる】
目標 4 質の高い教育を全てのの人に

ESD

主体的・問題解決的な学び、(学び)に力をつける指導
教科横断的・統合的な学び、(ESDカレンダー)の活用
対話的・協働的な学びの重視 (伝え合う場の設定)

環境	人権	多文化理解 (国際理解)
目標 2 飢餓をゼロにする 3年 食べ物が残らない世界、5年 これからの食料生産とわたしたち、 7 目標 7 エネルギーをみんなにグリーンに 2年 うごくくま、わたしのおもちゃ、4年 カーボンフットプリントを減らそう 11 目標 11 安全で災害に強いまちづくり 3年 地域安全マップをつくろう、5年 今やろう、災害への備え 13 目標 13 気候変動対策 5年 カーボンフットプリントを減らそう、百年後のふるさと、地球温暖化・森が消えていく 14 目標 14 海の豊かさ 5年 日本の水産物、若井海岸学校 (漁業・地引き網・プランクトン)	目標 6 安全な上下水の保障 4年 水を守ろう！スレンジャー 9 目標 9 産業と技術革新の基盤づくり 5年 エコプロダクト展参加、5年 環境の視点で工業を見よう 12 目標 12 持続可能な生産と消費 4年 こみと私たちのくらし、5年 これからの食料生産とわたしたち 15 目標 15 陸の豊かさ 1年 生き物とつながり、暮らしに優しい使いづかい、2年 ザリガニの赤ちゃん、3年 ヤゴ救出大作戦、全学年 俳句づくり	目標 1 貧困をなくす 3年 食べ物が残らない世界、5年 これからの食料生産とわたしたち、 10 目標 10 人や国家間の平等 2年 ときどきわくわく、町の名みやつを知らせたい、3年 夢の暮らしをけんけん、4年 さがそう、津川未半渡、5年 江戸・深川の町を歩こう ※ 人である国家であり、平等なつきあいを求めるためには、相互理解が重要となる。多様な文化理解が異文化への寛容や、平等な人間関係の構築である。 17 目標 17 世界の協力とパートナーシップ 2年 あしたへジャンプ、4年 留学生との楽しい時間、6年 世界を知り、できることを発信しよう、全校体制 ESDに取り組み、国内外に向けて発信や交流を進める SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 17 GOALS TO TRANSFORM OUR WORLD 世界を変えるためのSDGs17の項目は、ESDの16の具体的な目標
目標 3 健康と福祉 4年 やさしく(フープアップ大作戦(曲いすバスケット介護係等))、4年 大きく歩こう(2分1人式)	目標 5 ジェンダー平等の実現 2年 あしたへジャンプ、4年 心の信号機、手と心で読む、 8 目標 8 経済成長と人間らしい仕事 6年 未来へ羽ばたけ(キャリア教育の視点から)	

江東区立八名小学校

校長 手島利夫
創立 大正5年
児童数 352名
教職員数 22名



SDGsアワード授賞式の様子

平成29年度 総合的な学習の時間 第5学年 指導計画

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

「カーボンマイナスこどもアクション」(30 時間)

【ねらい】 区役所温暖化対策課の方のお話から、カーボンマイナスこどもアクションプランに取り組み、自分たちが環境問題を解決するためにできることを実践していく。

【学びに火をつける】

- 区役所温暖化対策課の方のお話をうかがい、地球の環境の理解を深める。
- 環境に優しい行動がされているか、地域や保護者にアンケートをとり、実態を把握する。
- アンケート結果から、誰もが取り組める環境にやさしい行動にどのようなものがあるか自分のテーマを決める

【調べる】

- カーボンマイナスに効果的な活動にどのようなものがあるか調べる。
- 区役所で行うカーボンマイナスこどもアクションプランに取り組む。

【まとめる】

- 地球温暖化を防ぐために自分たちが取り組んだことを振り返り、他学年や地域への発表準備を行う。

【つたえ合う】

- 他学年のクラスや朝顔市などの地域行事に行き、地球温暖化を防ぐ必要性や具体的な手立てを知らせる。

【地域人材・関係機関】

- 区役所温暖化対策課
- 東京ガス
- 朝顔市を開催する地域の方

「今やろう！地震から身を守る備えを！」(40 時間)

【ねらい】 地震の恐ろしさを知り、自分や家族の命を守るために、どのような備えが必要かいろいろな人の立場に立って考えていく。

【学びに火をつける】

- 東京都慰霊堂、関東大震災について知ることを通して、地震被害の大きさを学ぶ。
- 東京防災の冊子を活用して、保護者・地域へのアンケートを作り、実施する。
- アンケートの結果を分析し、どのような不備があるか考える。
- 地震への備えを改善するために、どのような方法があるか考える。

【調べる】

- 地震への備えを改善するために必要なことを調べる計画を立てる。
- 調査や実験などの実体験をもとに、地震への備えを改善する。

【まとめる】

- 調べたことをまとめ、学年で意見交換を行う。
- 友達や専門家のアドバイスをもとに、発表内容を練り直す。

【つたえ合う】

- 「NHK放送体験クラブ」に参加し、学習の成果を映像化する。
- 学習発表会「八名川まつり」で成果を発表する。
- 友達の発表から学んだことを自分の家で実践し、その様子を報告し合う。

【地域人材・関係機関】

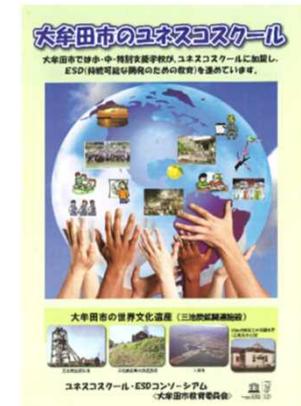
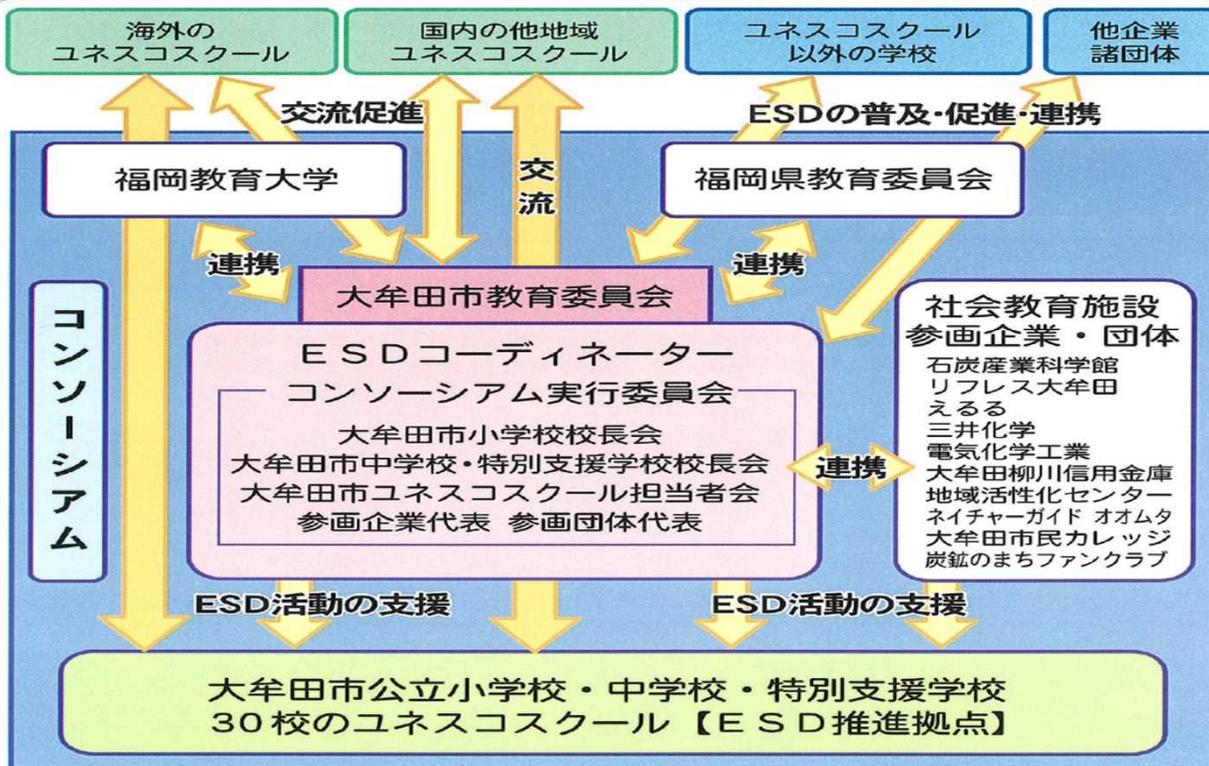
- NHK放送体験クラブ
- 東京防災の冊子(東京都)
- 本所防災館見学



文部科学省「グローバル人材の育成に向けたESDの推進事業」事例 大牟田ESDコンソーシアム

- 福岡県大牟田市は「ユネスコスクールのまち」を標語に、市内の全小・中・特別支援学校約30校がユネスコスクールに加盟しESDを実践しているほか、H29年度ユネスコスクール全国大会の開催都市となるなど、市教育委員会が中心となり精力的に活動を展開。
- 市教委が地域の企業・団体や福岡教育大学などとコンソーシアムを形成し、九州の拠点として、研修会などを通じたESDの充実と学校間交流を促進。

大牟田市教育委員会 ESDコンソーシアム



- 「大牟田版SDGs」を策定。市として重点的に取り組むSDGsのゴールを定め、その達成に向けて伸ばしたい子供の資質・能力を、これまでのESDの実践をもとに明示。

大牟田市におけるSDGsの重点「大牟田版SDGs」

持続可能な大牟田のまちづくり

【大牟田版SDGs】

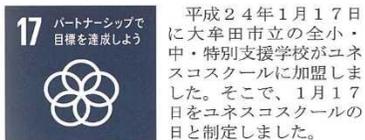
< 重点目標 >



< Intensive Goals >

< 基盤目標 >

大牟田市ユネスコスクールの日制定宣言



- 私たちは、人と人とのつながりを大切にします。
- 私たちは、学校から地域へ、地域から世界へ、つながりの輪を広げていきます。
- 私たちは、過去から現在までのつながり、現在から未来へのつながりを大切にします。
- 私たちは、希望ある未来を創るため、学び続けるとともに、自分にできることから行動します。

< Basic Goals >

大牟田市学校教育振興プラン



持続可能な開発のための教育（ESD）を進め、大きな夢を抱き未来を創る「おおむたっ子」を育成します。

- 「おおむたっ子」
- お 大きな夢を抱き未来を創る児童生徒
 - お 難しいことにもねばり強く取り組む児童生徒
 - た たくましい心と体を備えた児童生徒

大牟田市の特色

- 【課題】 ● 少子高齢化
● 石炭産業の衰退

- 【財産】 ○ エネルギー・環境（公害の克服）
○ 世界文化遺産（明治日本の産業革命遺産）
○ 海洋教育（有明海と三池港）



3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

◎ SDGsのターゲットから

- 3.4：非感染疾患による早期死亡を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健および福祉を促進する。
- 3.d：すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。

○ 大牟田市では・・・【★まちづくり総合プラン ★学校教育振興プラン】

★第3編『やさしさ』・・・支えあい、健やかに暮らせています

- ・地域の中でみんなで見守り支え合う、やさしさのあふれるまち
- ・生涯にわたって健康で元気に暮らせるまち
- ・高齢になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまち
- ・障害があっても、みんなと一緒に自分らしく暮らせるまち

★基本施策Ⅰ『特色ある学校教育の展開』・・・ESDの推進

- ・心身の健全な発達に資する健康教育と福祉教育の推進

○ 大牟田市の学校では・・・



子ども民生委員活動
(中友小学校)



高齢者とのペア・ショッピング
(白光中学校)



認知症SOSネットワーク
模擬訓練(手鎌小学校)

○ こんなことができる子どもを育てたい！

◆地域社会の一員としての自覚を持ち、社会福祉を大切にするための取組について、自分ができることを考え行動している子ども

- ・高齢者、障害者等に関する社会福祉の理念と意義についての理解
- ・持続可能な社会の構築と、社会福祉の在り方について関係づける思考力・判断力
- ・社会福祉に関する諸課題を主体的に解決していく実践力